

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】販路拡大・海外展開

- 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第2四半期分)の募集について【新規】 ……1 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 ……2 北海道
- 北海道の海外事務所のご案内 ……3 北海道
- 北海道国際ビジネスセンターの活用について ……4 北海道
- 道産品輸出用シンボルマークの活用について ……5 北海道

【2】経営支援・ものづくり

- 令和2年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました【新規】 ……6 経済産業局
- 令和2年度サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)の公募を開始します【新規】 ……7 経済産業局
- 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について ……8 中小企業総合支援センター
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内 ……9 中小企業総合支援センター
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内 ……10 北海道

【3】融資

- 新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【新規】 ……11 北海道
- 北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)のご案内 ……12 北海道
- 北海道の融資制度で借換ができます ……13 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 ……14 北海道
- 北海道の融資制度(小規模企業貸付)で短期資金(融資期間1年以内)が使えます ……15 北海道

【4】雇用の確保

- キャリアアップ助成金について ……16 北海道労働局
- 人材開発支援助成金について ……17 北海道労働局
- 人材確保等支援助成金について ……18 北海道労働局
- 雇用調整助成金について ……19 北海道労働局
- 中途採用等支援助成金(生涯現役企業支援コース)について ……20 北海道労働局
- 高校生向けフィールドスタディ(インターンシップ)受入企業の募集 ……21 北海道
- 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】 ……22 北海道
- 【Uターン新規就業支援事業】道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内 ……23 北海道
- 働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について ……24 北海道
- 「働き方改革プランの活用」について ……25 北海道
- 労働相談窓口のご案内 ……26 北海道
- 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内 ……27 北海道

【5】人材育成

- 中小企業大学校旭川校 3月開講講座のご案内【更新】 ……28 中小企業大学校旭川校
- 企業で働いている皆様のためのITセミナー【更新】 ……31 ポリテクセンター北海道

- 「生産性向上支援訓練」のご案内 32 ポリテクセンター北海道
- MONO テク(北海道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の令和 2 年度の訓練生を募集します【更新】 33 北海道

【6】各種相談

(再掲)

- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【1】に掲載 2 北海道
- 知財マネジメント普及モデル事業のご案内【2】に掲載 10 北海道
- 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】【4】に掲載 22 北海道
- 労働相談窓口のご案内【4】に掲載 26 北海道
- 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて 34 北海道

【7】イベント・セミナー

- Sler's Day in 札幌を開催します【新規】 35 経済産業局
- ドローンがもたらす空の産業革命セミナー2020 を開催します【新規】 36 経済産業局
- 「2020 早春 留萌・地域パワーアップイベント」を開催します【新規】 37 北海道

【8】その他

- 令和 2 年度「地域企業イノベーション支援事業」に係る企画競争(委託先)の公募を開始しました【新規】 38 経済産業局
- 地域オープンイノベーション拠点選抜制度の公募を開始しました【新規】 39 経済産業局
- 新グローバルニッチトップ企業 100 選の募集を開始します【新規】 40 経済産業局
- 「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社等の募集【新規】 41 開発局
- 北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中 42 開発局
- 北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ 43 北海道労働局
- 冊子「もっと知りたい！統合型リゾート(IR)」を作成しました 44 北海道

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第2四半期分）の募集について **【新規】**

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

3月10日から4月10日まで、令和2年7～9月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆**応募商品の要件**

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆**応募者の資格**

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆**販売商品**

催事会場で販売できる商品は、次のとおりです。

- (1)自ら生産、製造、加工した道産品
- (2)自社企画商品で道内で委託製造している道産品（上記(1)に付随して販売する場合に限り。）

◆**実施条件等**

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。
- (3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆**募集期間**

3月10日（火）から4月10日（金）まで

◆**申込方法**

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆**問い合わせ先**

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・ 輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・ 輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・ 輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・ 輸出手続きについて ・ 見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ Tel011-204-5138（直通）

北海道の海外事務所のご案内

(北海道)

北海道では、シンガポール、中国・上海、韓国・ソウル、ロシア・ユジノサハリンスクの4都市に、海外事務所を設置し、現地情報の提供や現地でのサポート等を行っておりますので、ぜひご活用ください。

各海外事務所への依頼事項がある場合には、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

北海道の海外ネットワーク

令和元年(2019年)8月現在



(※)ソウル事務所は、道と北東北三県(青森県・秋田県・岩手県)との共同事務所

◆問い合わせ先

- ・道ASEAN事務所、道上海事務所、北東北三県・道ソウル事務所について
経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ (TEL: 011-204-5342)
URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/index.htm>
- ・道サハリン事務所について
総合政策部国際局国際課ロシアグループ (TEL: 011-204-5343)
URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/russia_new_top.htm

北海道国際ビジネスセンターの活用について

(北海道)

北海道国際ビジネスセンター(HIBC)は、道内企業の貿易や海外展開など、海外との経済交流を総合的に支援するために、行政機関をはじめ、道内の主要経済団体、金融機関や関係企業などが官民協働により設立した団体です。

センターでは、貿易相談等を行うコーディネーターや中国アドバイザーを配置し、貿易や経済交流に関する様々な問題や課題解決に向けた支援をワンストップで行っておりますので、是非ご利用ください。

HIBCの業務とサービス

セミナー・講演会等の開催

セミナー・講演会などの開催を通じ、海外の経済・市場の動向などの最新ビジネス情報を提供します。

貿易実務に関する研修会の開催

輸出入実務に関する講座や通関施設などの視察を通じ、ノウハウ取得や人材育成をお手伝いします。

貿易に関する個別相談の実施

貿易や海外展開などの個別の事例に対して、専門家がアドバイスを行います。

海外との取引に関するマッチングの支援

道内企業の取引ニーズを把握し、海外からの引き合い情報を提供するとともに、必要な支援策を提案します。

東アジア地域に関する情報収集・分析と提供

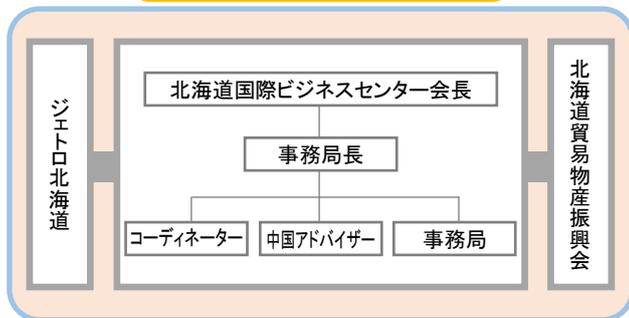
関心が高い東アジア地域の様々な情報を収集し、経済交流の促進につなげるための工夫を凝らして提供します。

道内貿易機関間の連携促進 など

道内の様々な団体等が行う支援策が効率・効果的に実施されるよう、連携促進に向けた仲介機能を果たします。

北海道と世界とのビジネスチャンスを
トータルサポートします。

北海道国際ビジネスセンター



北海道国際ビジネスセンター Hokkaido International Business Center

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
(一般社団法人北海道貿易物産振興会内)

TEL 011-251-2700 FAX 011-251-2629

URL <http://www.dousanhin.com/hibc/> E-mail hibc@dousanhin.com

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL: 011-204-5339)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室経済交流グループ (TEL:011-204-5342)

令和2年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光等といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援する、令和2年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました。

※本事業は、令和2年度予算の成立を前提とするものです。

◆対象事業者

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

◆対象事業

消費創出事業

商店街等において、インバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み消費の喚起につなげる事業であって、補助事業後も持続的に効果を発揮するために計画的に取り組まれるものであり、地方公共団体の密接な関与・協力の下、自立して継続できる事業。

【補助率】2/3 以内

専門家派遣事業

消費創出事業を実施するにあたって、当該事業内容に関する分野に精通した補助事業者の外部の専門家の知見を活用して、消費創出事業の事業計画の消費喚起効果及び補助事業後取組計画の実効性を高める事業。

【補助率】10/10 定額

【補助額】上限額 200 万円

※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。

◆補助額

上記2事業の合計で、上限額2億円、下限額200万円

◆募集要領等

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20200203/index.htm>

募集締切:2020年8月21日(金) 当日消印有効

※早急に事業実施を予定されている方のため、一次締切(2月28日(金))、二次締切(5月29日(金))までに応募書類を提出の方については、先行して審査・採択を行います。

※二次締切又は最終締切までの間に予算額に達した場合には、予告なく公募を打ち切らせていただくことがあります。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線2581)

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

令和 2 年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の公募を開始します【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、令和 2 年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の公募を開始しました。

本事業は、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術の高度化につながる研究開発やその事業化に向けた取組を最大 3 年間支援するものです。

◆**事業概要**

対象事業

この事業の対象は、中小ものづくり高度化法に基づく「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に記載された内容に関する研究開発等が対象事業になります。

※令和 2 年度事業からは、本事業の申請に当たって、特定研究開発等計画の認定（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律）又は地域経済牽引事業計画の承認（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）を取得する必要はありません（申請要件ではなくなります）。

対象者

中小企業・小規模事業者を中心とした共同体

補助事業期間

2 年度または 3 年度

補助金額（上限額）

単年度あたり 4,500 万円以下、3 年間合計で 9,750 万円以下

補助率

中小企業・小規模事業者等：2/3 以内

大学・公設試等：定額（ただし、補助金総額の 1/3 以下であること）

◆**公募要領等**

以下のウェブサイトからダウンロードしてください。

【URL】 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2020/200131mono.html>

◆**申請方法**

申請書類の提出は、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）上でのみ受け付けます。

※申請にあたっては e-Rad への登録が必要となります。手続きに日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きを行ってください。詳細は、以下のページの登録・手続きをご覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/>

申込締切：2020 年 4 月 24 日（金）17:00

◆**問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL：011-709-2311（内線：2587）

FAX：011-707-5324

E-mail：hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<p>■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合</p> <p>■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター</p>
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{※1} （法人）
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2021年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2031年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a) 親族外の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b) 事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継) ※親族を除く。 ※既に代表者が交付済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1) 道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2) 後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3) 事業承継計画の提出があること</p> <p>(4) 税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5) 最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6) 直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと ※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F
(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G 電話 011-232-2404

「小規模企業者等設備貸与事業」について

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内） 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	割賦 リース
	償還方法		割賦 リース
		保証金	割賦 リース
	連帯保証人		道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を經由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。		

（※）貸与条件等に変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援 G 電話 011-232-2404

知財マネジメント普及モデル事業のご案内

(北海道)

道では、日本弁理士会北海道会と連携して、知的財産の活用に関心のある道内の中小企業等の事業者などを訪問して、弁理士が無料でコンサルティングを行います。

知的財産の活用や権利化に関心のある事業者、さらには、知的財産を重要な資源と位置付けて、経営戦略・事業戦略の策定を考えている事業者の皆様は、ぜひ積極的にご活用ください。

◆事業内容

知財マネジメントとは

- ・特許、意匠、商標など知的財産を事業者の重要な資源であると位置付けて、経営戦略・事業戦略に反映
- ・資源や資産である知財とそのリスクを管理し、経営上の効果を最適化

(1)実施主体

北海道、日本弁理士会北海道会

(2)対象事業者

知的財産に関心を持っている事業者であるが…



(3)実施内容

●弁理士による無料コンサルティングを実施



◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室知的財産グループ (TEL:011-204-5128)

新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【新規】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

◆制度概要

資金名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等。	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	【変動金利】 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 経営状況に応じて年0.45~1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引) (特別小口保険適用の保証となる場合は、年0.72%(信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引)	
取扱期間	令和3年(2021年)1月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※ 資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億円が限度となります)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等		
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法 第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中 小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた もの ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
再生支援貸付	事業再生計画の策定を行う方		15年(1年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化 対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.5~2.1 変動:1.5
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3
小口	小口零細企業保証の対象となる方	2,000万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◎令和元年(2019年)8月1日から非正規労働者向け区分の対象者が拡充されました！

- ・公共的団体や官公庁にお勤めの非正規労働者の皆さまもご利用いただけます。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
	ただし、以下の条件に当てはまる方			
	① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方		① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方	① 雇用保険受給資格者
	② 前年の総収入が150万円以上の方 (北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		② 前年の総収入が150万円以上の方	② 賃借法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度（小規模企業貸付）で短期資金（融資期間1年以内）が使えます

（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が適用されています！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	2,000万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.3%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。 ※北海道信用保証協会の「短期継続保証」との併用が可能です。(小口を除く)	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(平成31年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	①有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の上げを実施した場合(基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	3%以上 5%未満:29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満:47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満:66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満:94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上: 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満:13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進 するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇 付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、 労働者が当該休暇を取得して訓練 を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制 度を導入し、一定期間以上の休暇 実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

- ※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練
- ※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
 ・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 ・非正規雇用労働者が対象
- ※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定(中小企業等担い手育成訓練は対象外)
- ※5 ・3つの訓練コース(教育訓練休暇付与コースを除く)において生産性要件を満たす場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度の会計年度の末日の翌日から5か月以内に、割増助成分のみ別途申請

☆平成 31 年度における主な改正内容☆

- ◎一般訓練コース、特別育成訓練コースの生産性要件が、実績主義から成果主義へ要件変更。
- ◎一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの対象事業主が拡充され、大企業が対象となる。
- ◎教育訓練休暇付与コース内に、長期教育訓練休暇付与制度が新設。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070
 ◆厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

企業内における雇用管理改善を推進し、離職率の低下及び職場定着を支援することを目的する助成金です。

コースの種類と概要		コースの内容
雇用管理助成コース (目標達成助成のみ)	事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行い、離職率の低下が図られた場合に、助成するものです。	目標達成助成:支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合72万円) A:評価・処遇制度:昇進・昇格基準、賃金制度、各種手当等の導入等。 B:研修制度:新入社員研修、管理職研修、幹部研修等。 C:健康づくり制度:法定の検診に加え、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「歯周疾患検診」等。 D:メンター制度:メンターとメンティによる面談方式でメンタリングを実施。
介護福祉機器助成コース	事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、従業員の離職率が図られた場合に、支給するものです。	A:機器導入助成:支給対象経費:合計額の25%(上限150万)機器の導入・運用、導入効果の把握等。 B:目標達成助成:支給対象経費:合計額の20%(生産性を満たした場合は35%)離職率を目標値以上に低下させる、生産性要件を満たしている等。
介護・保育労働者雇用管理助成コース	介護・保育労働者の職場への定着を促進するために職務・職責等階層的に定め、実施した場合に支給するものです。	A:制度整備助成:支給対象経費:50万円賃金制度を新たに定めるか、改善する等。 B:目標達成助成(1回目):支給対象経費:57万円(生産性を満たした場合は72万円)離職率が30%以下になっていること。 C:目標達成助成(2回目):支給対象経費:85.5万円(生産性を満たした場合は108万円)離職率が20%以下になっていること。
人事評価改善等助成コース	生産性向上の為に能力評価を含む人事評価制度を整備し、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するものです。	A:制度整備助成:50万円 事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に支給。 B:目標達成助成:80万円 Aに加え、人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。
設備改善等助成コース	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善を図る事業主に対して助成するものです。	A:1年タイプ:計画達成助成:50万円、上乗せ助成:80万円 設備費用が175万円以上1000万円未満であり、中小企業事業主のみ対象。 B:3年タイプ:計画達成助成(1回目、2回目)+目標達成助成 ※助成額は設備投資費用により異なります。 設備費用が1000万円以上5000万円未満の場合は中小企業のみ対象。 設備費用が5000万円以上の場合は大企業を含めた全ての企業が対象。
働き方改革支援コース	働き方改革のために人材確保が必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善計画を実現した場合に助成するものです。	A:計画達成助成:労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円) B:目標達成助成:労働者一人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円) ※なお「雇用管理計画」とは、新たな労働者を雇い入れた事業所が、「人員配置」や「労働者の負担軽減」による「雇用管理改善」を実施することを意味します。 また、当該助成金は、「時間外労働等改善助成金」の支給決定を受けている「中小企業事業主」が支給対象となります。

上記助成金の詳細に関しては、下記にお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

雇用調整助成金について

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ロ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- ニ 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

●受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を提出することが必要です。
- ロ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要です。

●支給額

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率(※)	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者1人1日あたり)	1,200円	

※ 対象労働者1人あたり、8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)

●過去に「雇用調整助成金」を受給した事業主の方

毎月勤労統計調査の事案による、再計算により、過去に雇用調整助成金を受給した事業主の方で追加支給の対象となる場合があります。

対象となる方や必要な書類等の詳細については、こちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html

毎月勤労統計調査に係る雇用・労災保険等の追加給付等に関するホームページ

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）について

（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

●概要

1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額

1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されません。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

高校生のものづくり企業をはじめとする道内企業への就職を促進します！

高校生向けフィールドスタディ（インターンシップ）受入企業の募集

（北海道）

北海道では、高校生のものづくり企業をはじめとしたさまざまな道内企業への就職促進に向け、株式会社マイナビとのタイアップ事業を実施することとしました。この取組の一環として、マイナビが経済産業省の委託事業により開発したフィールドスタディ(インターンシップ)プログラム(locus(ローカス))の運用にあたり、インターンシップの受入企業を募集します。

◆ ” L o c u s （ローカス） ” の概要

Locus は、経済産業省の委託事業(平成 29 年度補正「未来の教室」実証事業)により開発されたオンライン総合地域学習サイトで、高校生を対象としたフィールドスタディ(インターンシップ)を推進するプログラムです。地域社会の仕組みや企業・業界等に関する事前学習から、生徒・企業双方に対するアンケートを基にした適切な地元のインターンシップ受入企業の決定、インターンシップ終了後の自己分析やプレエントリーシートの作成といった事後学習を実施し、進学等で地元を離れる高校生の将来の地元企業への就職を促進します。

※ 「 L o c u s 」 の登録に、料金はかかりません。

◆ フィールドスタディ受入企業募集HP

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/tieup_locus.htm

◆ 「 L o c u s （ローカス）」に関する問い合わせ先

株式会社マイナビ 未来応援事業本部 地域創生部（担当：天本・木村）

TEL：03-6629-9740 【locus ヘルプデスク】

◆ 株式会社マイナビとのタイアップ事業に関する問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業グループ（担当：松浦）

TEL：011-204-5323 FAX：011-232-2139

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆3月の事業所向けセミナー (定員は各12人です) 参加申し込み(無料)

・働き方改革推進支援セミナー

「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」の好循環をつくるための「助成金の活用」をテーマとします	3/6(金)	14:00~15:30
--	--------	-------------

・魅せる求人のおし方セミナー

人材を獲得するため、「自社の魅力」を把握し、求職者にアピールする求人票作成のヒントをお伝えします。	3/13(金)	14:00~16:00
---	---------	-------------

・各種助成金制度の活用

①「キャリアアップ助成金」*	3/3(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」	3/10(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金」*	3/17(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」	3/24(火)	14:00~15:30

*上記①、③は90分のセミナー後、高齢・障害・求職支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります(30分)。

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」*	3/5(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	3/12(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」*	3/19(木)	14:00~16:00

*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります(全体で120分のセミナーです)。

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html

【UIJターン新規就業支援事業】

道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏からの移住者に最大100万円の移住支援金を支給する制度です。北海道が開設するマッチングサイト(スタンバイ北海道移住支援金対象求人特集)に求人掲載をすれば、移住支援金の対象法人となることができます。

法人に移住支援金の負担はありません。マッチングサイトに掲載する求人広告は大手民間求人サイトにも無料で掲載されるので大変お得です。求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

1 移住支援金の概要(対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

- (1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている法人に就職した方に支給します。
- (2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

2 法人の登録要件(詳細は北海道ホームページの支給要領をご確認ください)

下記(1)(2)のいずれにも該当する法人であること

- (1) 次のいずれかの業種に該当すること
 - ・ 6次産業化等に取り組む農水産業 ・生産性の向上・事業の合理化に取り組む林業者
 - ・ 食関連(卸売、研究) ・観光 ・建設 ・製造 ・ICT ・保健衛生、社会福祉
 - ・ その他市町村の推薦を受けていること
- (2) 次のすべてに該当すること
 - ・ 官公庁(第3セクターを含む)でないこと ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
 - ・ みなし大企業でないこと ・ 雇用保険の適用事業主であること
 - ・ 本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人であること
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
 - ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

3 法人登録の受付

登録申請書を添付して道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 登録申請書(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/hojin-registration.xlsx>)
- ・ メールアドレス(keizai.korou1@pref.hokkaido.lg.jp)

(参考)マッチングサイト(スタンバイ北海道移住支援金対象求人特集)

(<https://jp.stanby.com/feature/hokkaido-jobformigrationsubsidy>)

登録申請書



マッチングサイト



◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ (TEL:011-251-3896)

働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について

(北海道)

道では、企業からの要請に応じて、働き方改革に関する専門的知識や経験を有する専門家を「働き方改革支援員」として派遣し、道内中小企業の働き方改革を支援しています。

働き方改革の取組の段階に応じて2つのコースをご用意しています。派遣料は無料です。

◆支援内容

(1) 地域連携コース（取り組むべき課題が明らかとなっている企業向け）

ア 内容

企業からの要請に応じて、働き方改革支援員と振興局職員が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援します。

〈支援例〉①長時間労働を減らすための業務の効率化、②女性や高齢者、障がい者の働きやすい職場環境整備、③テレワークや副業を導入するための就業規則の見直し、④業績や事業内容の分析による労働生産性の向上

イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象で、取組の状況や内容に応じて最大3回まで派遣。

ウ 働き方改革支援員

社会保険労務士、中小企業診断士、働き方改革を先進的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）の経営者等の中から、ハンズオン支援の取組内容に応じて選定。

(2) ワーク・ライフ・バランス見える化コース（働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業向け）

ア 内容

働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業が対象です。従業員のWLB（ワーク・ライフ・バランス）を実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員によるヒアリング調査や従業員アンケート調査を実施し、WLBの現状と課題の見える化をサポートします。

イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象。支援は、①企業概要のヒアリング、②アンケート調査、③見える化の報告、の3回に分けて行います。

ウ 働き方改革支援員

中小企業診断士

◆申込方法

働き方改革支援員の派遣要請書等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shien.html>

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」、「食料品製造業」の4業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。

情報サービス業

道路貨物運送業

宿泊業

食料品製造業

業務が特定の個人に集中

労働時間が長い

離職率が高い

生産性が低い



例えば、このようなお悩みを解決するためには・・・

(例)
業務分担の見直し
など業務量の平準化
を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(情報サービス業)

(例)
手待時間を「見える化」し、荷主の理解・協力のもと効率化を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(道路貨物運送業)

(例)
従業員の
マルチタスク化を
図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(宿泊業)

(例)
機械化やムダな作業
の見直し等による生産
性の向上を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(食料品製造業)

※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室
TEL 011-204-535

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 本年5月に国会で可決・成立したハラスメント防止対策に関する法令に関しても相談に応じますので、相談を受けたい事業者の方は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩総合振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高総合振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山総合振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌総合振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室総合振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内

(北海道)

◆地域雇用開発助成金について

- 地域雇用開発助成金は、雇用機会が不足している地域など(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域)において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

◆地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給について

- 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、基本支給額に加え、上乗せ助成者数に50万円を乗じた額を上乗せして支給されます。
- 支給要件としては、指定業種に該当すること、事前に北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に申請し、承認を得ること、計画を策定したうえで道内において事業所の設置・整備を行うとともに正社員(無期雇用かつフルタイム)を新たに雇い入れることなどがが必要です。
- なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。
- 予算の範囲内で上乗せ助成されます。(全道で年間最大20名)

【指定業種】ものづくり、IT関連、食と観光関連産業分野として位置づける次の分野です。

農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業

【計画期限】令和4年(2022年)3月31日まで

【対象地域】道内全域

※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度の活用には条件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ先

北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会事務局
北海道経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ (TEL:011-204-5348)

中小企業大学校旭川校 3月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。

今回は、2020年3月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.39 危機管理対応経営講座・基本編

～自社を取り巻くリスクを分析！全社的リスクマネジメントの基本～

本研修では、全社的リスクマネジメントの必要性を理解した上で、自社のリスクを抽出・分析し、リスクマネジメントを実行するための体制づくりと、リスクマネジメントを実施するプロセスを学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業活動におけるリスクマネジメントの必要性を基礎から学びます。
2. 演習を通じて、リスクコントロールのための考え方を実践的に学びます。
3. 自社のリスクの洗い出し、リスクの評価や分析を行います。

◆研修期間 3月2日(月)～3日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、管理者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社フォーサイト・コンサルティング 代表取締役社長 浅野 睦 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/akn4gh0000004p4s.html>

No.33 作業改善実践講座

～知恵とくふうで実践！からくり改善®活動の進め方～

本研修では、現場での問題点のを見つけ方と自主的な改善活動の進め方について学びます。また、改善策の一つとして、からくりを用いた改善(からくり改善®)の考え方やメカニズムについての基本的な知識を演習で習得するとともに、事例を通して活動がもたらす現場の活性化について学び、自社実践のきっかけとすることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 現場主導での自主的な改善活動を推進するための管理者の役割・視点について考えます。
2. からくり改善®の手法について、演習を通じてわかりやすく学べます。
3. 事例、ケース演習を通して、上記手法を用いた改善のためのアイデアの創出、構想案の検討を行います。

◆研修期間 3月4日(水)～6日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者など

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 Y、s オフィス 代表 新見 芳宣 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/frr94k000005h1r3.html>

No.43 健康経営のためのヘルスケアマネジメント

～組織の活性化と生産性向上、優秀な人材の獲得・定着を目指して(札幌開催)～

本研修では、「経営者と従業員の健康は経営のベースである」との観点から近年提唱されている「健康経営」をテーマとして取り上げ、経営者自身のセルフケアから、従業員に対する安全配慮義務まで、メンタルヘルスに関する知識を理解するとともに、風通しのよい組織風土づくりのためのコミュニケーションスキル、社内サポート体制づくりについて、事例と演習を通じて学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 健康管理を経営の視点からとらえて、戦略的に従業員の健康づくりを実践する経営手法を学びます。
2. 風通しのよい組織風土づくりのためのコミュニケーションスキル、社内サポート体制づくりについて学びます。
3. 従業員の採用、定着、社内コミュニケーションに課題をお持ちの経営者、マネージャーにお勧めの研修です。

◆研修期間 3月5日(木)～6日(金) 2日

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 有限会社ピージェイハーベスト 代表取締役 沖倉 功 氏
NPO 法人日本臨床心理カウンセリング協会 理事・統括事務局長 園田 真司 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/akn4gh0000005jcv.html>

No.42 5Sと目で見える管理・基本編

～あらゆる業種で使える！5Sの基本(札幌開催)～

本研修では、現場改善の基本である「整理・整頓・清掃・清潔・躰」(5S)や「目で見える管理」の本質を理解し、取り組み手法を学びます。

※この研修は旭川校「実践で学ぶ！5Sと目で見える管理」の基本編となります。

◆この研修のポイント

1. 5Sとは何かを基本からしっかりと学びます。
2. 5Sの視点で職場の問題点を把握する方法を理解します。
3. 現場のムダのを見つけ方と排除の仕方を学びます。

◆研修期間 3月9日(月)～10日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/akn4gh0000004n9j.html>

No.34 リーダーシップ強化講座

～部下のやる気と能力を引き出すリーダーシップ～

本研修では、管理者に求められるリーダーシップの知識・スキルを理解し、効果的に発揮する方法について、演習を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. 職場づくりの核となる管理者・リーダーに求められる役割とリーダーシップを理解します。
2. 組織力を最大限に引き出すためのリーダーシップを発揮する方法を学びます。
3. 自身の現状をふまえて、理想とするリーダー像の実現に向けて「何をすべきか」を明確にできます。

◆研修期間 3月11日(水)～13日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 インテレッジ 代表 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/frr94k000005hltx.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>

企業で働いている皆様のための IT セミナー 【更新】

(ポリテクセンター北海道)

進化した IT を学ぶことにより企業の業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつけることができる IT セミナーを在職者の皆様を対象に実施しています。

令和元年度実施の IT セミナーは、おかげさまで多くの皆様にご受講いただき、大変ご好評をいただいています(受講満足度96.6%)。このため、引き続き令和2年度もセミナーの開催が決定しました。

令和2年度の実施内容が決まりましたら、ポリテクセンター北海道のホームページに詳細を掲載しますのでご覧いただき受講申込みくださいますようお願いいたします。

<令和元年度 IT セミナー受講者の声>

★「AI (人工知能) の現状」

- ・ AI 化が社会的に進んでいますが、具体的にどういうものか、どう利用されているかの実例や概要が分かり、自社で採用する際の指標となりました。
- ・ 事例をヒントに業務改善に取り組むことができそうです。

IT 理解



★「業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用」

- ・ 今まで自己流で Excel を使ってデータを作成していましたが、とても便利で役に立つ関数があることを改めて知ることができました。時間の短縮とさらに細かいデータ作成に役立てたいと思います。
- ・ 顧客管理や決算書に活用できる関数があることが分かりました。

IT スキル・活用



★「情報漏えいの原因と対策」

- ・ 自社で実施したい。出来ていなかった部分をどのように改善していくか考えるきっかけになりました。
- ・ 情報セキュリティについて、初心者にも分かりやすい内容でした。
- ・ 現状の当社の情報セキュリティの必要な部分が具体的に見えました。

IT 倫理



【お問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958
<機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

【お問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)
 生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958
 <機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



MONO テク（北海道立高等技術専門学院）及び北海道障害者職業能力開発校の

令和2年度の訓練生を募集しています！【更新】

（北海道）

MONOテク(道立高等技術専門学院)(全道8学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っており、令和2年度の訓練生を募集します。

募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各MONOテク(高等技術専門学院)等にお問い合わせください。

また、各MONOテク(高等技術専門学院)等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>



◆ 選考日程等

施設 (選考区分)	MONO テク(高等技術専門学院)		障害者職業能力開発校
	自己推薦選考 追加募集	一般選考 追加募集	一般選考 追加募集
出願期間	①令和2年2月11日(火)から2月28日(金) ②令和2年3月1日(土)から3月16日(月) ③令和2年3月17日(火)から4月2日(木)	【現在受付中です】 選考日と出願受付期間についてのお問い合わせは各MONOテクまで。	令和2年3月11日(水)
選考日	①令和2年3月4日(水) ②令和2年3月23日(月) ③令和2年4月6日(月)		令和2年3月18日(水) ※追加募集の最終は4月13日(月)を予定しています。
応募資格	高校を卒業した方等	高校を卒業した方(令和2年3月卒業見込みの方を含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方 (高校中退の方はお問い合わせください。)	高校を卒業した方(令和2年3月卒業見込みの方を含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方 ※総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	志望理由書		学力試験(国語、数学)
	面接試験		
その他	定員に満たない場合は4月まで追加募集を予定しています。 自己推薦は上記日程以外でも追加募集を行いますので、各MONOテクまでお問い合わせください。		

◆ お問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
MONOテク札幌(札幌高等技術専門学院)	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
MONOテク函館(函館高等技術専門学院)	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
MONOテク旭川(旭川高等技術専門学院)	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
MONOテク北見(北見高等技術専門学院)	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
MONOテク室蘭(室蘭高等技術専門学院)	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
MONOテク苫小牧(苫小牧高等技術専門学院)	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
MONOテク帯広(帯広高等技術専門学院)	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
MONOテク釧路(釧路高等技術専門学院)	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部人材育成課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
就職前職業ガイ ダンス	就活前の学生(主に高校1～2年生。進学予定者含む)に対し、地域の産業や業種について、体験や実演を通して理解を深めてもらう機会を創出いたします。	※今年度実施分は 終了しました。	
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時
合同企業説明会 (事前セミナー含む)	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解・就職促進のため、合同企業説明会を実施いたします。(一部の企業については体験等を実施し、就職後のミスマッチを防止。)また、実施時には参加する求職者及び企業に対する事前セミナーも合わせて実施いたします。	※今年度実施分は 終了しました。	

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

Sler's Day in 札幌を開催します

～ ロボット・IoT・AI 等を活用した、中小ものづくり・食品分野の生産性向上事例 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、FA・ロボットシステムインテグレータ協会との共催により、人手不足対策・生産性向上に課題を抱える企業を対象とした、Sler's Day in 札幌を開催します。

本セミナーでは、中小ものづくり・食品分野において、ロボット・IoT・AI等の最新技術を活用し生産性向上を実現した、国内の最新事例等を講演します。

◆開催概要

【日時】2020年3月9日(月)13:00～16:30

【場所】北海道経済センター 8階 Aホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【定員】100名(先着順・参加費無料)

【対象】道内中小企業(ものづくり企業、食品メーカー等)の経営者、工場長等の管理職、現場リーダーなど

【プログラム】

- 中小企業へのロボット導入と溶接工程の自動化事例
高丸工業(株)[兵庫県] 代表取締役 高丸 正 氏
- 溶接・検査工程へのAI利用とIoTによる管理
リンクウィズ(株)[静岡県] 代表取締役 吹野 豪 氏
- 食品分野におけるロボット導入事例
(株)ニッコー[釧路市] 代表取締役 佐藤 一雄 氏
- 現場発、品質・生産性向上に効いたIoT事例
オムロン(株) 営業本部 マーケティング部 相原 光治 氏

◆申込方法

以下のフォームから申し込みください。

【URL】 <https://www. robo-navi.com/siersdayapplication/43.php>

◆問い合わせ先

FA・ロボットシステムインテグレータ協会 事務局((一社)日本ロボット工業会内)

TEL:03-3434-2948

FAX:03-3578-1404

E-mail: sier@jara.jp

ドローンがもたらす空の産業革命セミナー2020 を開催します

～ 小売・卸・物流分野におけるドローン活用の最前線 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ドローンを活用した新たなビジネスモデルを検討されている企業を対象に、ドローンがもたらす「空の産業革命」セミナー2020 を開催します。

空の産業革命が目前に迫る中、本セミナーでは、小売・卸・物流分野を中心に、測量・施設点検等の分野も含めたドローン活用の最前線の情報・具体事例を紹介し、ドローン活用の最適地と言われる北海道における、新たなビジネスの可能性を探ります。

◆開催概要

【日時】2020年3月6日(金)13:30～16:30

【場所】北海道経済センタービル 8階 Aホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【定員】100名(先着順・参加費無料)

【対象】小売、卸売、物流、運輸、医療、測量、点検、IT、観光、自治体など、各業界の企業・団体

【プログラム】

- ドローンを導入する上での押さえるべきポイント、AI やセルラーを活用した最新の事例紹介(45分)

(株)NTTドコモ 法人ビジネス戦略部 ドローンビジネス推進担当 主査 高田 啓介 氏

- ANA のドローン物流事業戦略および事例紹介(60分)

ANA ホールディングス(株) デジタル・デザイン・ラボ ドローン事業化プロジェクト ディレクター 信田 光寿 氏

- ドローンビジネスの最前線～ドローンを活用した施設点検、物流(倉庫内在庫管理、拠点間物流)のソリューション～(60分)

ブルーイノベーション(株) 代表取締役社長 熊田 貴之 氏

◆申込方法

詳細は以下をご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20200206/index.htm>

申込締切:2020年3月5日(木)

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

TEL:011-709-1784

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

「2020 早春 留萌・地域パワーアップイベント」を開催します！【新規】

～使おう、使ってもらおう「深川・留萌自動車道」～

(北海道)

まもなく「深川・留萌自動車道」が全線開通となります。開通をきっかけに、留萌地域が一体となって地域づくりを盛り上げていくために、地域の関係者や一般の方々に向けて、パワーアップイベントを開催します。このイベントでは、有識者や留萌地域のキーパーソンによるフォーラムやパネルディスカッション、また、地域ゆかりの方々のパフォーマンスを行います。

深川・留萌自動車道全線開通(3/28)記念

2020早春

入場無料・申込不要

留萌地域パワーアップイベント

使おう、使ってもらおう「深川・留萌自動車道」

3/26
(木)

13:10 ~ 17:30

留萌市民文化センター
大ホール

留萌市見晴町2丁目27



【13:10~】開会挨拶

【13:20~】

オープニング演奏 留萌高校吹奏楽部

【13:45~】

基調講演

「岐路に立つ北海道と留萌の未来
地域のパワーアップは可能か？」

石森 秀三氏 (北海道博物館館長)

【14:50~】

地域の魅力・体験談プレゼンテーション

「留萌地域に魅せられて」

原田 啓介氏 (NPO法人えんおこ「遠別町地域おこし協力隊05」)

嘉門 宏美氏 (増毛町地域おこし協力隊OB)

【15:15~】

パネルディスカッション

「食・観光・交通から考える留萌地域の
パワーアップ戦略」

コーディネーター

鈴木 聡士氏 (北海学園大学工学部生命工学科教授)

パネラー

抜山 嘉友氏 (北海道・地域と食のプランナー)

ムー・ズンイー氏 (天塩町地域おこし協力隊)

佐藤 太紀氏 (一般社団法人日本コミュニティ放送協会代表理事)

【16:40~】

管内各市町村長とご当地キャラがつなぐ

コラボ宣言「2020早春の誓い！！」

【17:00~】

フィナーレ演奏

アンサンブルグループ「奏楽」



留萌マリンターくん



留萌KAZUKIちゃん



留萌おひさま



留萌くまどとま



留萌オムロ



留萌しんさき



留萌モモたん



留萌くしおん

主催 留萌地域パワーアップイベント実行委員会

管内8市町村、留萌商工会議所、留萌観光連盟、留萌管内漁業協同組合長会、留萌地区農業協同組合長会、留萌管内商工会連合会、留萌建設協会、留萌信用金庫、北海道開発局留萌開発建設部、北海道留萌振興局

お問い合わせ

留萌振興局産業振興部商工労働観光課

TEL: 0164-42-8440

Mail: rumoi.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」に係る

企画競争（委託先）の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、地域経済の担い手となる企業群（以下、「地域企業群」という。）の新事業への挑戦を促すために、支援ネットワークの構築・強化を図るとともに、事業の成長段階に応じた総合的な支援を行うことで、地域企業群の常時従業者一人あたり付加価値額の向上を図ることを目的として、令和2年度「地域企業イノベーション支援事業」の公募を開始しました。

◆事業内容

本事業では、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築又は強化し、地域企業群へ総合的なイノベーション支援を提供する事業を、管理機関（以下、「事業管理機関」という。）へ委託します。事業管理機関は、以下の2事業を委託事業として実施するものとします。

●支援機関ネットワークの構築又は強化に関する事業

事業管理機関と他の支援機関（産業支援機関、大学、研究機関、民間企業等）が連携した地域企業群の支援体制の構築又は強化を進めること。

●地域企業群の新事業展開への支援事業

地域企業群の新事業展開の段階に応じ、総合的なイノベーション支援を行うこと。

なお、本事業では複数企業の支援が必須です。また、広域型の事業では3以上の地域ブロック（経済産業局の所管地域）の企業の支援が必須です。

【対象経費】

人件費、旅費、会場費、謝金、物品購入費、外注費、印刷製本費、補助職員人件費等

広域型

新事業展開で共通の課題を抱える広域の地域企業群を、効果的かつ効率的に支援する。

【上限額】2,800万円（3以上の地域ブロックの企業を対象に事業を行うこと。）

一般型

新事業展開で共通の課題を抱える地域企業群を、効果的かつ効率的に支援する。

【上限額】1,400万円

集中型

新事業展開で共通の課題を抱える地域企業群を、テーマや手法を的確に絞り込んだ上で、効果的かつ効率的に支援する。

【上限額】1,000万円

◆公募要領・申請様式等

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20200203/index.htm>

募集締切：2020年3月13日（金）15:00

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-1775

FAX:011-709-1779

E-mail:hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

地域オープンイノベーション拠点選抜制度の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では大学等を中心とした企業ネットワークのハブとして活躍している拠点を評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げや拠点間の協力と競争を促す制度の公募を開始しました。

選抜された拠点には、予算や規制緩和などの支援をします。

◆対象

国立大学法人、公立大学法人、学校法人(私立大学)、高等専門学校
これらに準じる機関とし、当該申請者が運営主体となっている産学連携に関する「拠点」

※「拠点」とは、必ずしも一か所の物理的な場所に研究者や研究施設・設備が集積しているものである必要はありませんが、審査基準に対応した実績等を算出できる実質的な組織である必要があります。

◆支援内容

経済産業省による伴走支援

拠点として選抜された場合、経済産業省がひとつひとつの拠点に伴走し、対話しながら、予算や規制緩和、その他の支援を行います。

<現時点での選抜拠点への支援メニューの例>

- ・国内外への広報、ネットワーク支援の実施拠点（ロゴマークの使用許可、選抜拠点間ネットワーク会議、海外展開支援等）
- ・経済産業省予算事業との連携強化（地域企業イノベーション支援事業、戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)）

◆選抜類型

国際展開型と地域貢献型の2類型より選抜します。

国際展開型

海外・国内グローバル企業との産学連携活動を積極的に行い、今後の更なる海外展開を目指している拠点

地域貢献型

地域の課題解決や地域経済の振興を目指し、地域の企業との産学連携活動を積極的に行っている拠点

◆選抜拠点の有効期限及び更新

選抜の有効期限は、公表年度を含む3年間とします。

選抜期間中、選抜拠点は自ら評価項目に関するKPIを設定し、毎年度の実績を拠点のホームページ等で公開することとします。

制度概要や申請用紙等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/sangakurenkei/openinnovation.html

公募締切:2020年3月6日(金)17:00

◆問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 大学連携推進室(担当:稲畑、沖村、高山)

E-mail: sangakurenkei@meti.go.jp

新グローバルニッチトップ企業 100 選の募集を開始します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、デジタル経済の進展や少子高齢化など社会環境が変化する中でも、世界市場のニッチ分野で勝ち抜いている企業や、国際情勢の変化の中でサプライチェーン上の重要性を増している部素材等の事業を有する企業などを新グローバルニッチトップ(GNT)企業 100 選として選定するため、候補企業の募集を開始します。

◆新 GNT 企業の募集部門・定義

【募集部門】

(1)機械・加工部門、(2)素材・化学部門、(3)電気・電子部門、(4)消費財・その他部門

【定義】

<大企業>

特定の商品・サービスの世界市場の規模が 100～1,000 億円程度であって、過去 3 年以内において 1 年でも、概ね 20%以上の世界シェアを確保したことがあるもの

<中堅企業・中小企業>

特定の商品・サービスについて、過去 3 年以内において 1 年でも、概ね 10%以上の世界シェアを確保したことがあるもの

詳細は以下をご覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200127003/20200127003.html>

◆応募要領

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20200127_2/index.htm

◆応募方法

以下のウェブサイトから申し込みください。

【URL】 <https://www.gnt-100.go.jp/public/application/add/65>

応募締切:2020 年 2 月 27 日(木)

◆問い合わせ先

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)マネジメント事業推進部 GNT100 担当

TEL:03-6858-3530

E-mail:sangakurenkei@meti.go.jp

インフラの見学を取り入れたツアーを催行してみませんか？

「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています【新規】

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などのインフラの役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、インフラを地域の観光資源として活用いただくことを目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、令和元年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています(先着順)。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、インフラの見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆取組概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただけます。
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください、下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001fyn.html>
- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。
(下線は令和2年度に新たに見学対象となった施設。)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、金山ダム(南富良野町)、国道 5 号 倶知安余市道路登川大橋上部工事(余市町)、国道 37 号白鳥大橋及び室蘭港(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市ほか)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港屋根付き岸壁・荷さばき所等(古平町ほか)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル避難坑)(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(木古内IC(仮称))(北斗市ほか)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号大留交差点ラウンドアバウト(上ノ国町)、函館港(クルーズ船対応岸壁)(函館市)

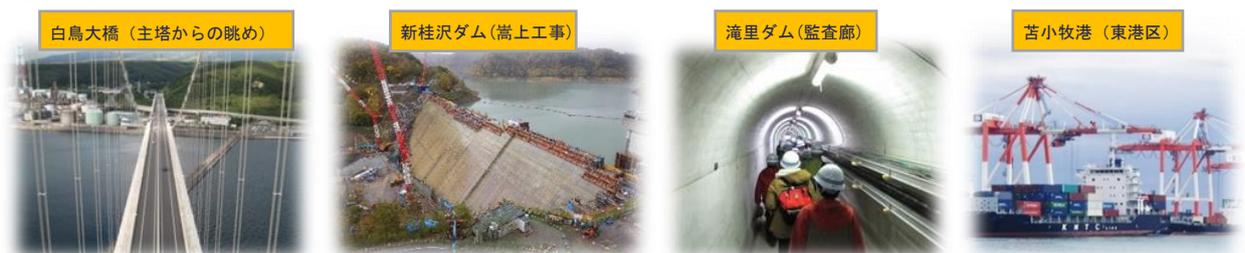
《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、国道 275 号環状交差点ラウンドアバウト(浜頓別町)、増毛港(増毛町)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、雄冬漁港衛生管理型施設(増毛町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、釧路湿原幌呂地区湿原再生(鶴居村)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 241 号そらの森(植樹)(弟子屈町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、国道 273 号 三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

【見学施設の例】



<公共施設見学ツアーに関するお問合せ先>

- ◆北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 「公共施設見学ツアー」総合窓口

TEL:(011)709-2311(内線 5442) FAX:(011)746-1032 MAIL:hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

外国人ドライブ観光客の周遊・滞在データを無料で閲覧できる仕組みができました
～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を募集中～

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、平成 29 年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは平成 30 年 4 月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成 30 年 6 月 28 日)。
- 設立当初は 11 機関でスタートした本プラットフォームも令和元年 8 月 8 日現在で 79 機関のみなさまにご参加いただき、引き続き、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名 称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事 務 局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目 的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構 成 員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成
※構成員は以下の URL を参照願います。
(構成員名簿)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx-att/splaat000001bhgu.pdf>

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼平成 31 年 3 月 28 日に 2018 年の通年分析結果を公表いたしました。通年での分析は、今回が初めてであり、その結果、ドライブ観光の促進が地方部へ誘導効果をもたらすことを確認することができました。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001ki1s.html>

▼令和元年 5 月 28 日に外国人観光客の動態データのより一層の有効活用及び構成員相互の情報共有を通じた外国人ドライブ観光の更なる促進を図るため、プラットフォーム会合を開催しました。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html?channel=main#s3>

＜北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:(011)709-2311(内線 5430) FAX:011-746-1032 E-mail: hkd-ky-drivedate@gxb.mlit.go.jp

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。」

北海道の最低賃金

◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用の範囲
北海道最低賃金	時間額 861 1. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 892 1. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 967 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 894 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 887 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!
 「北海道働き方改革推進支援センター」
 0800-919-1073(まずは気軽に電話を！)
hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109.html>

冊子「もっと知りたい！統合型リゾート（IR）」を作成しました

（北海道）

—昨年7月のIR整備法成立以来、統合型リゾート(IR)は全国で誘致検討が進められています。道内でも、釧路市、苫小牧市、留寿都村が誘致を表明し、こうした動きを踏まえ、道では、昨年4月に「IRに関する基本的な考え方」を取りまとめ、IRに関する検討を行ってまいりました。

この結果、IRは道内にもたらされる効果が認められる一方で、今回国から示された申請期限での認定申請は、環境への適切な配慮が難しいことなどから、見送ることとしています。

道では、今後もIRの誘致に関し準備・検討を進めていくこととしており、道内の皆様にIRに関するご理解を深めて頂くため、Q&A方式の冊子「もっと知りたい！統合型リゾート(IR)」を作成しています。多様な施設の紹介やIRに関する疑問点などにお答えする内容となっておりますので、下記リンクからぜひご覧下さい。

◆ 主な内容

「IRって何?」「世界にはどういうIRがあるの?」「IRにはどんなメリットがあるの?」

「IRの効果で北海道経済はどうなるの?」「カジノを認めている国はどのくらいあるの?」 など

◆ ホームページURL

○IR（統合型リゾート）について

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated_Resort.htm

○QRコードからもアクセスできます！（スマートフォンの方はこちらから）



◆ 問い合わせ先

北海道経済部 観光局 MICE（マイス）推進グループ（担当 菅原、後藤、中本）

電話：011-231-4111（内線）26-573、26-556、26-566

FAX：011-232-4120